



平成 22 年 8 月 31 日

各 位

上場会社名 ユニダックス株式会社
代表者名 代表取締役会長 立花 篤実
コード番号 9897 (東証第一部)
本店所在地 東京都武蔵野市境南町5丁目1番21号
問合わせ先 執行役員管理本部長 松岡 隆則
T E L (0422) 33-6411

定款の一部変更、全部取得条項付普通株式の取得及び役員の選任に関する承認決議並びに 全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成22年7月23日付「臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集並びに定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下「平成22年7月23日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更、当該変更によって全部取得条項(会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)が付された当社普通株式(全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)の全部の取得(以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。)及び役員の選任について、当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び当社普通株主による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議しましたところ、下記のとおりいずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することになりますので、本日から平成22年9月27日までの間、整理銘柄に指定された後、平成22年9月28日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

また、当社は、全部取得条項付普通株式の取得について、本日付の取締役会で平成22年9月30日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、当該株主の有する全部取得条項付普通株式を、平成22年10月1日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式1株につき99万分の1株の割合をもって当社のA種種類株式を当社が交付する株主として定めることを決議しましたのでお知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成22年7月23日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の当社定款一部変更、当社の全部取得条項付普通株式の全部の取得及び役員の選任について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、従前の普通株式に加えて、A種種類株式を発行する旨の定めを設け、当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できるものとするにより、当社を種類株式発行会社(会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。)に変更いたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会

の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式 99 万分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。

- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を 99 万分の1株の割合をもって交付いたします。なお、アヴネット・イーエム・ホールディングス・ジャパン合同会社（以下、「アヴネット GK」といいます。）以外の各株主に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種種類株式が1株未満の端数となる各株主につきましては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

II. 各議案に係る承認決議

1. 種類株式発行に係る定款一部変更及び全部取得条項に係る定款一部変更（上記①及び②）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

上記①の定款変更は、本臨時株主総会における第 1 号議案として付議され、承認可決されました。また、上記②の定款変更は、本臨時株主総会における第 2 号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました。（本臨時株主総会第 1 号議案に係る定款変更の内容は、平成 22 年 7 月 23 日付当社プレスリリースの定款一部変更の件Aに係る変更の内容のとおりであり、本臨時株主総会第 2 号議案及び本種類株主総会議案に係る定款変更の内容は、同リリースの定款一部変更の件Bに係る変更の内容のとおりです。）

(2) 定款変更の効力の発生

上記①の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生しております。また、上記②の定款変更の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成 22 年 10 月 1 日（金）に発生いたします。

2. 全部取得条項付普通株式の取得（上記③）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得は、必要事項の決定を取締役会に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第 3 号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成 22 年 7 月 23 日付当社プレスリリースの全部取得条項付普通株式の取得の件においてお知らせいたしましたとおり、当社が、会社法第 171 条第 1 項及び上記①及び②による変更後の定款に基づき、全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、上記①の定款変更によって設けられたA種種類株式を、全部取得条項付普通株式1株につき 99 万分の1株の割合をもって交付するものです。かかる割当比率による割当ての結果、アヴネット GK を除く株主に対して当社が交付するA種種類株式の数は1株未満の端数となる予定です。

(2) 効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、上記②の定款変更の効力発生を条件として、平成 22 年 10 月 1 日（金）に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社は、上記①の定款変更によって設けられたA種種類株式を交付いたします。当該交付がなされるA種種類株式の数については、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を 99 万分の1株

の割合をもって交付するものいたします。当該交付がなされるA種種類株式の数は、前記のとおり、アヴネット GK 以外の各株主に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように設定されております。

かかる株主に対する交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項に基づき裁判所の許可を得てアヴネット GK に対してA種種類株式を売却すること、又は、会社法第234条第2項及び第4項に基づき裁判所の許可を得て当社がA種種類株式を買い取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主が保有する全部取得条項付普通株式の数に720円（アヴネット GK が平成22年5月26日から同年7月15日までの間実施した当社普通株式に対する公開買付けにおける1株あたり買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

3. 取締役及び監査役選任の承認決議

取締役及び監査役選任の件は、本臨時株主総会における第4号議案及び第5号議案として付議され、承認が決議されました。新たに選任された取締役及び監査役は以下のとおりです。

選任された取締役の氏名及び現職

トーマス・ジェイ・マッカートニー	アヴネットジャパン株式会社代表取締役会長 アヴネット・イーエム・ホールディングス・ジャパン合同会社代表社員職務執行者
ハーリー・マーク・フェルドバーグ	アヴネット・インク シニアヴァイスプレジデント アヴネット・エレクトロニクス・マーケティング グローバルプレジデント アヴネットジャパン株式会社取締役
レイモンド・ジョン・サドウスキ	アヴネット・インク シニアヴァイスプレジデント兼チーフフィナンシャルオフィサー アヴネットジャパン株式会社取締役
デイヴィッド・ラルフ・バーク	アヴネット・インク シニアヴァイスプレジデント兼ジェネラルカウンセル
ジュン・リー	アヴネット・インク ヴァイスプレジデント兼アシスタントジェネラルカウンセル兼セクレタリー

選任された監査役の氏名及び現職

ウィリアム・リード・クローウェル	アヴネット・インク ヴァイスプレジデント アヴネット・エレクトロニクス・マーケティング グローバルフィナンシャルオフィサー アヴネットジャパン株式会社監査役
------------------	--

Ⅲ. 本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会開催日	平成22年8月31日（火）
種類株式発行に係る定款一部変更（定款一部変更の件A）の効力発生日	平成22年8月31日（火）
整理銘柄への指定	平成22年8月31日（火）
当社普通株式の売買最終日	平成22年9月27日（月）
当社普通株式の上場廃止日	平成22年9月28日（火）
全部取得条項に係る定款一部変更（定款一部変更の件B）の効力発生日	平成22年10月1日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付の効力発生日	平成22年10月1日（金）

以上